

(別記様式第4号)

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	公告国際テロリストが所持している規制対象財産の仮領置等	
担当部局	警察庁警備局警備企画課	
評価実施時期	平成26年10月	
規制の目的、内容及び必要性	<p>国連安保理決議第1267号等は、国連加盟国に対し国際テロリストの財産の凍結等の措置をとることを求めているが、我が国は、マネー・ローンダリング対策等に関する国際協力を推進する政府間会合であるFATFから、国際テロリストの行う対外取引は外為法によって規制されている一方、同法の規制は、「外貨建取引、日本にいる非居住者や海外との取引がなされる場合が対象であるため、それ以外の場合に国内資産が利用可能となる可能性がある」等の指摘を受け、早急に必要な法制上の措置を講ずるよう強く要請されている状況にある。こうした問題に対応するため、国際テロリストが所持している財産のうち、国際的なテロリズムの行為に使用されるおそれのあるものの利用を制限する必要がある。</p> <p>そこで、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の一部が、一定の要件のいずれにも該当しないと認められるときは、当該規制対象財産は国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがあることから、公安委員会は、公告国際テロリスト等に対して当該規制対象財産の提出を命じ、これを仮領置することができることとしている。その他、この規制の実効性を補完する措置を設けることとしている。</p>	
法令の名称・関連条項とその内容	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法案第17条(仮領置)及び第20条(立入検査等)	
想定される代替案	公告国際テロリストが所持している規制対象財産を使用する行為を公安委員会による許可制とし、公安委員会は、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがないと認められる場合には、許可をしなければならないこととする。	
規制の費用	各要素の費用	代替案の場合
(遵守費用)	公告国際テロリストは、その所持している規制対象財産の一部を仮領置されている間は当該仮領置された規制対象財産を使用できなくなることから、当該公告国際テロリストには一定の遵守費用が発生する。ただし、公安委員会は、一定の場合には当該規制対象財産を返還しなければならないこととしているため、遵守費用は一定程度低減される。	公告国際テロリストは、その所持している規制対象財産を使用する前に、その都度公安委員会の許可を受けなければならないこととなり、頻繁に許可申請を行う必要があることから、高い遵守費用が発生する。
(行政費用)	公安委員会に仮領置した規制対象財産の保管・引継ぎ、返還申請の審査、及び立入検査等の事務が生ずるため、一定の行政費用が発生する。	公安委員会に規制対象財産の許可に付随する事務(許可、許可証の交付、許可の取消、立入検査等)が許可の都度生ずるため、高い行政費用が発生する。
(その他の社会的費用)	上記の費用以外の社会的費用は想定されない。	
規制の便益	各要素の便益	代替案の場合
	仮領置により、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の利用を制限し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されることを防ぐことで、我が国が国際的なテロリズムの行為を防止し、及び抑止するための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与し、もって我が国を含む国際社会の平和及び安全に対する脅威の除去に資することができる。	公告国際テロリストによる規制対象財産の全ての使用行為を許可制とすることで、許可申請が莫大な数になることが想定され、公告国際テロリストの負担が大きすぎるため、実質的には実効的な審査が困難である中、脱法行為を完全に防ぐことができず、かえって実効性を損なうおそれがある。
政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	まず、新法案の費用と便益を比較すると、一定の行政費用がかかるものの、便益の点では、公告国際テロリストが所持している規制対象財産の利用を制限し、当該規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使われることを防ぐことができるため、費用以上の便益があるものと評価することができる。また、新法案と代替案を比較すると、代替案の方が新法案と比べ高い費用が発生する上、便益の点でも、新法案は国際的なテロリズムの行為のために使用されるおそれがある規制対象財産を公安委員会が直接管理することで、効果的に国際的なテロリズムの行為を防止することができる一方で、代替案は、脱法行為を完全に防ぐことができないため、代替案よりも新法案の方が便益が大きいといえる。したがって、代替案よりも新法案を選択することが妥当であると評価することができる。	
有識者の見解その他関連事項	なし。	
レビューを行う時期又は条件	新法の施行後、公告国際テロリストの所持している規制対象財産に対する仮領置の実施状況等を勘案し、本規制によってもなお、公告国際テロリストによって規制対象財産が国際的なテロリズムの行為に使用されるのを防ぐことが困難な情勢に至ったと認められる場合等必要と認められる時期にレビューを行う。	
備考	なし。	